

四日市市教委告示第8号

四日市市文化財保護条例（平成5年四日市市条例第17号）第5条第1項の規定に基づき、次のものを四日市市指定有形文化財（歴史資料）として指定するので、同第4項の規定に基づき告示する。

平成31年3月26日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市指定有形文化財（歴史資料）

種別	有形文化財（歴史資料）
名称及び員数	石造旧日永の追分道標 1基
所在地	四日市市日永四丁目5番7号 日永神社境内
所有者	宗教法人日永神社
	代表役員 宮司 井後政晏

（社会教育課）